

新潟県内水面水産試験場手数料条例施行規則をここに公布する。

令和8年3月31日

新潟県知事 花 角 英 世

**新潟県規則第26号**

新潟県内水面水産試験場手数料条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、新潟県内水面水産試験場手数料条例（令和7年新潟県条例第42号。以下「条例」という。）

第6条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(水産動物の範囲)

**第2条** 条例第1条に規定する水産動物は、新潟県内において養殖された水産動物であつて、別に定める水産動物とする。

(証明書の発行の申請)

**第3条** 条例第2条第1項の規定により証明書の発行の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 輸出する水産動物の種類及び数量
- (2) 輸出先の国又は地域の名称
- (3) 輸出者の名称又は氏名及び住所
- (4) 輸入者の名称又は氏名及び住所
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

2 知事は、前項の申請書のほか、証明書の発行に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

(証明書の発行)

**第4条** 知事は、前条第1項の申請書を受理した場合は、当該申請に係る水産動物が輸出先国の輸入条件に適合しているかどうかを確認し、当該輸入条件に適合すると認められるときは、条例第1条に規定する証明書を発行するものとする。

**附 則**

この規則は、令和8年4月1日から施行する。